

申請可能順位上位者 各位

令和5年6月16日  
経済産業省農水産室

令和5年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の先着順割当てに係る  
抽選結果等について（ご案内）

I. 抽選結果

令和5年6月15日に電子くじによる抽選を行った結果、以下に掲げる申請登録番号を取得されている者が、申請受付開始日（令和5年7月21日）に申請を行うことができることとなりました。

○申請可能順位上位35者の申請登録番号

18, 43, 44, 49, 53, 58, 65, 68, 74, 78, 83, 87, 97, 114, 119, 121, 125, 127, 128, 141, 146  
147, 156, 159, 174, 182, 183, 205, 215, 227, 228, 253, 254, 280, 290

II. 輸入割当申請手続き

令和5年4月20日付け輸入発表第4号「令和5年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて」により申請書類及び申請資格要件等を確認の上、下記により輸入割当ての申請を行ってください。なお、下記の申請受付開始日に申請を行わなかった場合及び申請資格要件等を満たさない場合は、申請可能順位は無効となりますのでご注意ください。

※順位については、「令和5年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」先着順割当て抽選の結果」をご確認ください。

記

1. 申請受付日

申請可能順位上位35者の申請受付日  
令和5年7月21日（金）

2. 申請場所

電子申請又は郵送のみとします（窓口での受付は行いません。）。

電子申請の場合は、申請受付日の午前0時から午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着、郵送の場合は午前11時45分までに経済産業省に必着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

詳細は、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページにある「新着情報」の「水産物輸入割当ての申請受付窓口について」をご確認ください。